

令和5年1月31日
消 防 庁

給油取扱所における業務等のあり方に関する検討結果及び今後の対応

石油製品需要の更なる減少が見込まれる中、給油取扱所（ガソリンスタンド）においては経営多角化等が進められています。これを踏まえ、ハード・ソフトの両面から安全性を確保しつつ、給油取扱所における業務等のあり方について、「給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会」で検討を行ってきました。

この度、報告書が取りまとめられましたので、当該報告書を踏まえ、以下のとおり対応することとします。

【検討結果の概要】（詳細は別紙参照）

1 給油取扱所に設けることができる建築物その他の工作物の用途の整理

①自力避難困難者が多数利用する用途、②構造特性や利用形態の特性により避難が困難となる用途、③火災のリスクが高まるおそれのある用途又は特に火災から保護すべき建築物の用途以外の用途については、給油取扱所に設けることを認めることとする。

2 屋外給油取扱所に給油等の業務を行わない建築物を設ける場合の安全対策

屋外給油取扱所に給油等の業務を行わない建築物を設けることについて、固定給油設備等の危険物火災による給油等の業務を行わない建築物への延焼防止対策や避難対策等の必要な安全対策を講じることで、設置を認めることとする。

3 営業時間外における他の業務での使用

営業時間外においても、危険物を取り扱う部分（固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、注入口及び通気管の周囲等）に車両及び給油取扱所の従業員以外の者が進入しないこと等の必要な安全対策を講じることで、給油空地等の危険物を取り扱う部分以外の部分で様々な業務を行えることとする。

4 固定給油設備からガソリンを容器へ詰め替える場合の安全対策の明確化

静電気火災の防止対策や詰め替え・注入時の流出防止対策等の必要な安全対策を講じることで、固定給油設備から指定数量以上のガソリンを容器へ詰め替えることを認めることとする。

5 荷卸し中の固定給油設備等の使用

移動タンク貯蔵所から専用タンクへ危険物を注入している間（荷卸し中）であっても、固

定給油設備等に満量停止装置が設けられていることやタンクローリー及び地下タンク等にコ
ンタミ防止装置が設けられている等の必要な安全対策が講じられている場合には、荷卸し中
に固定給油設備等を使用できることとする。

6 固定給油設備から軽油を車両に固定したタンクへの注入

固定給油設備から指定数量以上の軽油を車両に固定したタンクへ注入する行為について、
静電気火災の防止の観点から注入管を用いる等の必要な安全対策を講じることで認めること
とする。

7 尿素水溶液供給機の設置

主に大型トラック（ディーゼル自動車）の排気ガス処理に用いられる尿素水溶液を供給（補
充）する設備（尿素水溶液供給機）について、電気設備が内蔵されているものについては、
可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲以外の場所に設置する等の必要な安全対策を講じる
ことで、固定給油設備が設けられたアイランド上に設置できることとする。

8 屋内給油取扱所における急速充電設備の設置

可燃性蒸気の滞留範囲のシミュレーション等を踏まえ、屋内給油取扱所に電気自動車用の
急速充電設備を設置する場合は緊急遮断装置を必ず設けるとともに、通常業務の中で発生す
る可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲以外の場所に設置するものとする。

9 自家用給油取扱所における固定注油設備の設置に関する解釈

自家用給油取扱所に固定注油設備が設置できることについて明確化する。

10 給油取扱所での「自動車等（水上オートバイや発電機等）」への給油に関する解釈

給油取扱所において、水上オートバイや発電機等にも給油できることについて明確化する。

11 燃料タンクに危険物を収納した「自動車等」の輸送に関する解釈

燃料タンクに危険物を収納した自動車等を輸送することについては、危険物の運搬には当
たらないことを明確化する。

※ 報告書全文については、消防庁ホームページ(<https://www.fdma.go.jp/>)に掲載します。



<連絡先> 消防庁危険物保安室 担当：岡田、北中、瀬濤、高野、日下
TEL：03-5253-7524 / E-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会（概要）

検討の背景

石油製品需要の更なる減少が見込まれる中、給油取扱所（ガソリンスタンド）においては経営多角化等が進められている。これを踏まえ、ハード・ソフトの両面から安全性を確保しつつ、給油取扱所における業務等のあり方について検討するものである。

検討項目

- 1 給油取扱所に設けることができる建築物その他の工作物の用途の整理
- 2 屋外給油取扱所に給油等の業務を行わない建築物を設ける場合の安全対策
- 3 営業時間外における他の業務での使用
- 4 固定給油設備からガソリンを容器へ詰め替える場合の安全対策の明確化
- 5 荷卸し中の固定給油設備等の使用
- 6 固定給油設備から軽油を車両に固定したタンクへの注入
- 7 尿素水溶液供給機の設置
- 8 屋内給油取扱所における急速充電設備の設置
- 9 自家用給油取扱所における固定注油設備の設置に関する解釈
- 10 給油取扱所での「自動車等（水上オートバイや発電機等）」への給油に関する解釈
- 11 燃料タンクに危険物を収納した「自動車等」の輸送に関する解釈

検討会委員名簿（9名）

※敬称略 五十音順 ()内は前年度委員

座長	小林 恭一	東京理科大学 総合研究院 教授
委員	江口 真	東京消防庁 予防部 危険物課長
委員	金子 正和 (村上 治三郎)	川崎市消防局 予防部 危険物課長
委員	黒田 美彦	大阪市消防局 予防部 規制課長
委員	佐藤 義信	全国石油商業組合連合会 副会長 SS経営革新・次世代部会長
委員	清水 陽一郎 (安永 洋)	石油連盟 給油所技術専門委員会 委員長 (石油連盟 給油所技術専門委員会 副委員長)
委員	塚目 孝裕	消防研究センター 火災災害調査部 原因調査室長
委員	森泉 直丈	日本ガソリン計量機工業会 事務局長
委員	山田 實	危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター 総括調査役

検討会の経過

- 令和3年度 第1回（令和3年12月10日開催）
・本検討の背景及び進め方について
- 令和3年度 第2回（令和4年2月1日開催）
・調査及び分析結果について
- 令和3年度 第3回（令和4年3月4日開催）
・調査及び分析結果について
- 令和4年度 第1回（令和4年11月30日開催）
・調査及び分析結果について
・報告書（案）について

1 給油取扱所に設けることができる建築物その他の工作物の用途の整理

検討の背景等

給油取扱所には、給油等のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場が設置できるとされており、美容室、理容室、コインランドリー、喫茶店等を例示してきたところである。

しかしながら、昨今の更なる業務の多様化に伴い具体的な実例・ニーズが増えてきたことを鑑み、給油取扱所の特性や建築物の構造等を考慮した上で許容される建築物の範囲や安全対策を整理し、これまで認められなかった建築物その他の工作物の用途であっても安全上支障がなければ設けることができないか検討するものである。

検討結果

給油取扱所に設けることが認められない用途を次の①～③に分類し、該当する用途を消防法施行令別表第一（16項～（16の3）項、（18）項～（20）項を除く。）に則して右表のとおり整理した。

- ① 自力避難困難者が多数利用する用途
- ② 構造特性や利用形態の特性により避難が困難となる用途
- ③ 火災のリスクが高まるおそれのある用途又は特に火災から保護すべき建築物の用途

給油取扱所に設けることができる用途については、上記①～③に該当しない用途とし、安全対策として、消防法や条例に基づく収容人員や避難上必要な施設の管理について、予防規程で具体的に記載させることが適当である。

※右表の白抜き⇒給油取扱所に設けることができる用途

- ① 自力避難困難者が多数利用する用途……………
- ② 構造特性や利用形態の特性により避難が困難となる用途……………
- ③ 火災のリスクが高まるおそれのある用途又は特に火災から保護すべき建築物の用途……………

項別	防火対象物の用途	これまでに通知で例示した用途 (業務を含む)
(1)	イ 劇場・映画館・演芸場・観覧場	
	ロ 公会堂・集会場	
(2)	イ キャバレー・カフェ・ナイトクラブ等	
	ロ 遊技場・ダンスホール	
	ハ 性風俗関連特殊営業店舗等	
	ニ カラオケボックス等	
(3)	イ 待合・料理店等	
	ロ 飲食店	喫茶店
(4)	百貨店・マーケット・展示場等	コンビニエンスストア、スーパーマーケット、家庭用の塗料・カセットボンベの販売、ドライブスルー形式
(5)	イ 旅館・ホテル・宿泊所等	
	ロ 寄宿舍・下宿・共同住宅	
(6)	イ～ニ 病院・老人短期入所施設・老人デイサービスセンター・幼稚園等	
(7)	小学校・中学校・高等学校・大学等	
(8)	図書館・博物館・美術館等	
(9)	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場等	
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	
(11)	神社・寺院・教会等	
(12)	イ 工場・作業場	
	ロ 映画スタジオ・テレビスタジオ	
(13)	イ 自動車庫・駐車場	
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)	倉庫	
(15)	前各項に該当しない事業所	コインランドリー、簡易郵便局、理容室、美容室、LPGの取次ぎ、レンタカー取次ぎ
(17)	重要文化財等の建造物	

2 屋外給油取扱所に給油等の業務を行わない建築物を設ける場合の安全対策

検討の背景等

屋外給油取扱所においては、屋外給油取扱所に給油等の業務を行わない建築物を設ける場合の規定はないことから、必要な安全対策を検討した上で、屋外給油取扱所に給油等の業務を行わない建築物の設置を認めることが適当であると考えられる。これにより、給油取扱所の用に供する建築物に設けることのできない用途（病院、福祉施設等を除く。）であっても、給油等の業務を行わない建築物であれば設けることができることとなる。

検討結果

屋外給油取扱所に給油等の業務を行わない建築物を設ける場合、屋内給油取扱所の基準と同様に給油等の業務を行わない建築物の床面積や階数等に制限を設けないことを前提とする。一方で、当該建築物の利用者の避難の困難性や大規模な火災につながるおそれがあることから、次の要件を満たすものについては設置を認めることが適当である。

- (1) 消防法施行令別表第一(6)項に掲げる用途（病院、診療所、老人ホーム、障害者支援施設、保育所、幼稚園等）は、火災の際、自力で避難することが不可能又は困難な者が利用する施設であるため、設置しないこと。
- (2) 避難困難性等の危険性が高いことから延焼防止、避難経路の確保等の対策として、建築物の壁、柱、床、はりは耐火構造とし、屋根は耐火構造又は不燃材料とすること。
- (3) 給油取扱所の用に供する建築物と一体として設ける場合は、相互の延焼防止対策として、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該部分と区画すること。
- (4) 内部及び外部への延焼防止対策として、窓及び出入口に防火設備を設けること。
- (5) 利用者が安全に避難できるよう、直接給油取扱所の敷地外に出られること。
- (6) 防火塀の基準に規定する敷地外の隣接建物等への延焼防止対策を参考に、同基準に規定する考慮すべき危険物火災による輻射熱に耐えられる位置、構造とすること。
- (7) 利用者の避難対策として、給油取扱所で発生した火災を自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備を設けること。

具体例①

開口部のない耐火構造の床又は壁で区画

- ・壁、柱、床、はりは耐火構造とし、屋根は耐火構造又は不燃材料とすること。
- ・窓及び出入口は防火設備とすること。

直接給油取扱所の敷地外に出られること。

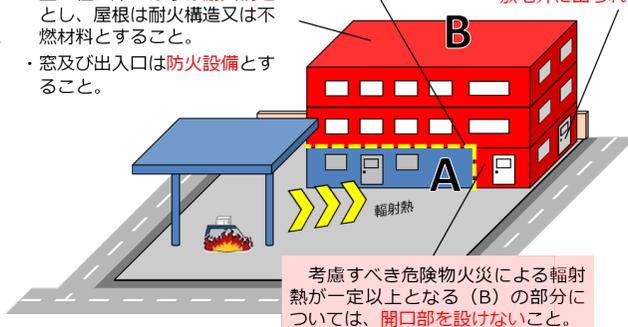


具体例②

開口部のない耐火構造の床又は壁で区画

- ・壁、柱、床、はりは耐火構造とし、屋根は耐火構造又は不燃材料とすること。
- ・窓及び出入口は防火設備とすること。

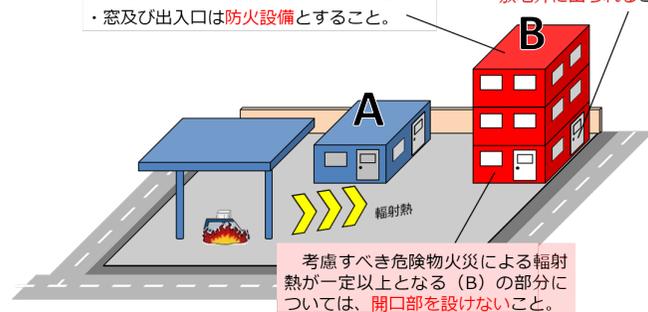
直接給油取扱所の敷地外に出られること。



具体例③

- ・壁、柱、床、はりは耐火構造とし、屋根は耐火構造又は不燃材料とすること。
- ・窓及び出入口は防火設備とすること。

直接給油取扱所の敷地外に出られること。



具体例①～③・消防法施行令別表第一(6)項に掲げる用途（病院、診療所、老人ホーム、障害者支援施設、保育所、幼稚園等）を設けないこと。

- ・給油取扱所で発生した火災を自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備を設置すること。

A 給油取扱所の用に供する建築物

B 給油等の業務を行わない建築物

3 営業時間外における他の業務での使用

検討の背景等

給油取扱所で行われる給油の業務に付帯する業務の多様化が進んでいること等に鑑み、一定の安全対策を講じた上で、レンタルオフィス、宅配ボックス、配達物流の中継拠点、祭礼等の業務を行えるとする見解を示しているが、認められる業務や安全対策を整理し、できるだけ包括的に明確化することを目的として検討するものである。

検討結果

給油取扱所において、次の安全対策を講じた場合は、営業時間外における販売等の業務（給油取扱所に設けることが認められない用途に係る業務を除く。）を行うことが可能と考えられ、給油空地等の危険物を取り扱う部分以外の部分に従業員以外の者の出入りを認めることが適当である。

- (1) 危険物を取り扱う部分に車両及び給油取扱所の従業員以外の者を進入させないための措置を講じること。
- (2) 屋内・屋外の給油に関係する設備をみだりに操作等ができないよう措置を講じること。
- (3) 不必要な物件を放置しないこと。
- (4) 屋外で裸火を使用する場合は、必要な安全対策を講じること。
- (5) 防火管理や施設等の管理に係る責任関係を明確にすること。
- (6) 火災の際、避難に支障がないよう収容人員又は利用者数の制限・管理を行うこと。

4 固定給油設備からガソリンを容器へ詰め替える場合の安全対策の明確化

検討の背景等

固定給油設備でのガソリンを容器へ詰め替えることについては、全国的に運用や見解が異なる状況を受け、統一的な運用が図られるよう法令へ位置付けることを目的とし、その際の安全対策について明確化するものである。

検討結果

固定給油設備から指定数量以上のガソリンを容器へ詰め替える場合は、次の安全対策を講じることで認めることとし、これらについて法令に明確化することが適当である。

- (1) 静電気火災の防止対策や詰替え・注入時の流出防止対策、日常点検の実施方法等を予防規程やそれに基づく文書に明記すること。
- (2) 容器からガソリンがあふれないよう、固定給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた満量停止装置が確実に機能すること。
- (3) ガソリンの詰替え作業については、危険物の取扱いに関して知識及び技能を有する危険物取扱者である従業員又は危険物取扱者の立ち会いを受けた従業員が行うこと。

5 荷卸し中の固定給油設備等の使用

検討の背景等

移動タンク貯蔵所から専用タンク等へ危険物を注入している間（荷卸し中）においては、当該専用タンク等に接続する固定給油設備及び固定注油設備の使用を中止することとされているが、給油取扱所の営業機会確保のため、荷卸し中に固定給油設備等を使用した場合の具体的リスク及び当該リスクに応じた安全対策を検討するものである。

検討結果

次の安全対策を講じた場合は、移動タンク貯蔵所から専用タンクへの危険物の荷卸し中に、当該専用タンクに接続する固定給油設備及び固定注油設備を使用することを認めることが適当である。

- (1) 固定給油設備及び固定注油設備については、満量停止装置が設けられていること。
- (2) タンクローリー及び地下タンク等（注入口を含む。）にコンタミ防止装置が設けられていること。
- (3) 危険物取扱者にとっては、タンクローリーからの荷卸し作業への立ち会い（単独荷卸しが可能な給油取扱所を除く。）のほか、危険物取扱者以外の従業員が行う給油作業等の危険物取扱作業の立ち会い及びセルフ方式のガソリンスタンドにおける顧客が行う給油作業の監視等の対応方法を予防規程に定めること。

6 固定給油設備から軽油を車両に固定したタンクへの注入

検討の背景等

給油取扱所において、軽油を車両に固定されたタンク（容量4,000リットル以下のタンク（容量2,000リットルを超えるタンクにあっては、その内部を2,000リットル以下ごとに仕切ったものに限る。）以下同じ。）に注入するためには、固定注油設備から行うこととされている。しかし、固定注油設備と固定給油設備に構造及び機能の違いはないことから、固定給油設備から軽油をタンクへ注入する場合の安全対策を検討するものである。

検討結果

次の安全対策を講じた場合は、固定給油設備から軽油を車両に固定したタンクへ注入することを認めることが適当である。

- ・ 静電気火災の防止の観点から固定注油設備の場合と同様に、タンク上部から注入する時には、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着ける措置を講じること。

7 尿素水溶液供給機の設定

検討の背景等

主に大型トラック（ディーゼル自動車）の排気ガス処理に用いられる尿素水溶液を供給（補充）する設備（尿素水溶液供給機）の設置については、尿素水溶液供給機を「自動車等の点検・整備を行う設備」に位置付けた上で、基準の特例（危令第23条）により固定給油設備が設けられたアイランド上に設置して差し支えないとの見解を通知によって示しているところであるが、その設置が一般的になってきていることから、法令に位置付けることを検討するものである。

検討結果

尿素水溶液供給機を「給油取扱所の業務を行うに必要な設備」として法令上明確化し、固定給油設備が設けられたアイランド上に設置する場合の安全対策として、尿素水溶液供給機のタイプに応じて、次の措置を講じることが適当である。

- (1) ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）については、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）が可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に入らないよう必要な措置を講じること。
- (2) プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）については、隣接する固定給油設備に対して衝突等しないように固定する措置を講じること。

8 屋内給油取扱所における急速充電設備の設置

検討の背景等

ガソリン等の可燃性蒸気が滞留するおそれのある給油取扱所における急速充電設備を設置する場合の留意事項については、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用」（平成24年3月16日付け消防危第77号）において見解を示しているところであるが、電気自動車の普及等に伴い給油取扱所に急速充電設備を設置する事例が増えていることから、屋内給油取扱所に設置する場合も含めて安全対策について検討するものである。

検討結果

屋内給油取扱所で危険物の漏えい事故が生じた場合（最も厳しいと思われるケース）における可燃性蒸気の滞留範囲をシミュレーションした結果、屋内給油取扱所の敷地全体が可燃性蒸気の滞留範囲となる可能性があることから、急速充電設備には、必ず緊急遮断装置を設けることとすべきである。また、屋内給油取扱所における急速充電設備の設置場所については、通常業務の中で発生する可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲以外の場所とすることが適当である。

9 自家用給油取扱所における固定注油設備の設置に関する解釈

検討の背景等

自家用給油取扱所に固定注油設備を設置することについては、全国的に運用や見解が異なる状況を受け、統一的な運用が図られるよう明確化するものである。

検討結果

自家用でない給油取扱所には、法令上、固定注油設備を設置することが明確に認められており、安全上の観点からも異なる規制とする必要はないことから、自家用給油取扱所においても固定注油設備が設置できることについて明確化することが適当である。

10 給油取扱所での「自動車等（水上オートバイや発電機等）」への給油に関する解釈

検討の背景等

水上オートバイや発電機等へ燃料を給油することについては、全国的に運用や見解が異なる状況を受け、統一的な運用が図られるよう明確化するものである。

検討結果

給油取扱所の定義※にある「自動車等」の中には、航空機、船舶、気動車その他動力源として危険物を消費する「燃料タンク」を内蔵するもの全てが含まれると解され、自走しているかどうかは「自動車等」の要件として含まれないと考えられることから、水上オートバイや発電機等についても「自動車等」に含まれるとすることを明確化することが妥当である。

※給油取扱所は、危険物の規制に関する政令において「給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所」と定義されている。

11 燃料タンクに危険物を収納した「自動車等」の輸送に関する解釈

検討の背景等

燃料タンクに危険物を収納した自動車等（水上オートバイや発電機等）を輸送することについては、全国的に運用や見解が異なる状況を受け、統一的な運用が図られるよう明確化するものである。

検討結果

燃料タンクに危険物を収納した自動車等（水上オートバイや発電機等）を輸送することについては、危険物を当該燃料タンクを使用して他の場所へ輸送することを目的としていないことから、危険物の運搬には該当しないことが妥当である。